



山形県脱炭素社会づくり条例 (令和5年3月17日山形県条例第3号)の概要

条例制定の背景(前文)

- 地球温暖化は喫緊の課題。人間の影響が温暖化を進行させてきたことは疑う余地がない。
- 我が国においても平均気温の上昇や大雨による被害等が観測されており、地球温暖化の進行に伴い、今後豪雨や猛暑のリスクが高まることが予想されている。
- 本県でも近年は大雨による河川の氾濫等の被害が観測され、県民生活が大きく脅かされている。
- こうした中、COP21において採択されたパリ協定の下、温室効果ガスの排出の量を実質ゼロにすることを旨とした取組が世界各国で進められている。
- 本県においても令和2年8月に「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、省エネの推進や再エネの拡大等により、2050年までに化石燃料への依存からの脱却を図ることを決意した。
- これを実現し、人間の社会活動による気候変動への影響を最小限に食い止めるためには、県民が一丸となり、実効性のある取組を直ちにやっていくことが求められる。
- 地球温暖化への対処を契機として社会経済構造の変革を推進し、持続可能な社会を構築していかねばならない。地域の条件に適した再エネを積極的に利用して地域の脱炭素化に取り組み、併せて地域の環境の保全、地域課題の解決を通じた地域社会経済の持続的発展を図る必要がある。
- 健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないこのふるさと山形県の健全で恵み豊かな環境を守り、将来の世代に継承していくため、県、事業者、県民等が相互に協力しあい、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していく。

1. 目的(第1条)

- 2050年までの脱炭素社会の実現に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、脱炭素社会の実現に向けた施策(脱炭素施策)を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

2. 基本理念(第3条)

- 脱炭素施策の推進は、県環境基本条例及びパリ協定の趣旨を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の持続的発展を推進しつつ、本県における2050年までの脱炭素社会の実現を旨とし、地域の脱炭素化※1を中心として、県、事業者、県民等の密接な連携の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

※1 脱炭素社会の実現のため、地域の自然的社会的条件に応じて、当該地域における社会経済活動等に伴って排出される温室効果ガスの排出量の削減等を行うこと

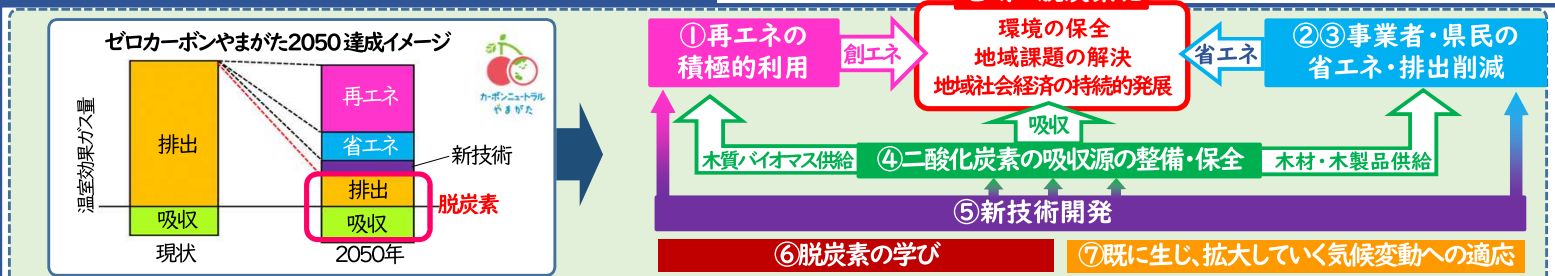
3. 責務(第4条～第6条)

- 県**
 - ・ 脱炭素施策を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進。
 - ・ 市町村が行う施策について広域的な観点から調整、支援に努める。
- 事業者**
 - ・ 脱炭素社会の実現の重要性について理解を深めるとともに、事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。
- 県民**
 - ・ 脱炭素社会の実現の重要性について理解を深めるとともに、日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。

4. 推進計画等(第7条・第8条)

- 知事は、脱炭素施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めなければならない。
- 知事は、毎年、推進計画に基づく施策の実施状況を公表する。

5. 脱炭素社会の実現に向けた基本的施策(第9条～第15条)



① 地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用(第9条)

- 事業者及び県民は、地域の自然的社会的条件に適した再エネを積極的に利用するように努める。
- 県は、地域の自然的社会的条件に適した再エネが地域の実情に応じて有効に利用されるよう、関係者の連携の促進、情報の提供その他の必要な措置を講ずる。

② 事業活動に伴う排出削減(第10条)

- 事業者は、事業の用に供する機械器具のエネルギー消費性能の向上、輸送方法等の見直し、廃棄物の発生の抑制、化学肥料及び農薬の使用の低減その他の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずるよう努める。
- 県は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、エネルギー消費性能が優れている機械器具の導入の促進、事業者が行う温室効果ガスの排出の量の管理の普及及び支援その他の必要な措置を講ずる。

③ 日常生活における排出削減(第11条)

- 県民は、住宅のエネルギー消費性能の向上、自転車又は公共交通機関の利用、廃棄物の発生の抑制その他の日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減に資する行動の選択に配慮するよう努める。
- 県は、日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、住宅のエネルギー消費性能の向上の促進、排出削減に資する地域環境の整備及び情報提供その他の必要な措置を講ずる。

6. 推進体制等(第16条～第18条)

- 県は、事業者、県民、市町村、山形県地球温暖化防止活動推進センターその他関係機関と連携して脱炭素施策を推進するために必要な体制を整備する。
- 県は、国、他の地方公共団体と連携・協力して脱炭素施策を推進する。
- 県は、脱炭素施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる。

④ 森林等による吸収作用の保全等(第12条)

- 事業者及び県民は、森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化について理解を深めるとともに、森林等の整備・保全活動への参加、県産木材の利用等の措置を講ずるよう努める。
- 県は、森林等の整備及び保全、県産木材の加工及び流通体制の強化、森林等の保全活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずる。

⑤ 技術の研究開発等(第13条)

- 県は、技術の研究開発及び活用を推進するため、事業者、大学その他研究機関等との連携の強化等、必要な措置を講ずる。

⑥ 脱炭素学習※2への参加等(第14条)

- ※2 脱炭素社会の実現の重要性について理解を深めるために行われる学習・教育
- 県民は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場で行われる脱炭素学習に参加するよう努める。
- 事業者は、脱炭素学習の機会の提供等に努める。
- 県は、脱炭素学習の振興等、必要な措置を講ずる。

⑦ 気候変動適応の推進(第15条)

- 県は、気候変動影響による被害の発生を防止し、又は軽減するための施策の実施等、必要な措置を講ずる。

7. その他(附則)

- **施行日** 令和5年4月1日から施行
- この条例の施行の際現に策定されている脱炭素施策に関する計画であって、推進計画に相当するものは、この条例により定められた推進計画とみなす。